



北茨城市商工会報

発行
北茨城市商工会
北茨城市磯原町本町1-3-9
TEL(0293)42-2511
FAX(0293)42-0503
URL: <http://www.kitaiba-shoko.jp>

発行責任者
北茨城市商工会長 大森廣幸

商工会は 行きます 聞きます 提案します

■発行日/平成29年2月1日 第82号 商工会員数 1,016名 青年部員数 17名 女性部会員数 113名



1月10日(火)北茨城市民ふれあいセンターにおいて、市内商工業者など各界の代表者ら約250名が出席し、それぞれの新しい年の飛躍と更なる地域発展を誓いました。



豊田稔北茨城市長挨拶



大森廣幸会長挨拶

* 確定申告特集 *

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

**重要な
お知らせ**

本人確認書類

マイ
ナンバー
カード

持っています!



マイナンバーカード (個人番号カード)を お持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

マイナンバーカードを お持ちでない方

※番号確認書類と身元
確認書類が必要です。

マイ
ナンバー
カード

持ってません。



番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- (マイナンバーが記載されている)住民票の写し又は住民票記載事項証明書 などのうちいずれか1つ

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることが確認できる書類

- 運転免許証 ●健康保険の被保険者証 ●パスポート
- 身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ

所得税等の確定申告書B様式第二表には、次に該当する方のマイナンバーを記載します。(※)

・配偶者(特別)控除の適用を受ける配偶者 ・扶養親族 ・事業専従者

(※本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です)

平成28年度税制改正 (一部抜粋)

1) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

この制度は、適切に管理されていない空き家が地域住民の生活環境に悪影響を与えるのを未然に防ぐ観点から、空き家の発生を抑制するために創設されたものです。

被相続人(=亡くなった方)が居住していた家屋を相続した相続人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、その家屋(敷地を含む。また、その家屋に耐震性がない場合は耐震リフォームをしたものに限る。)又は除却後の土地の譲渡(相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に限る。)をした場合には、その譲渡益から3,000万円(上限)を控除することができます。

※主な適用要件

- ①相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋(マンション等を除く。)であって相続発生時に被相続人以外に居住していた者がいないこと。
- ②譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点までの期間に、使用されていないこと。
- ③譲渡価格が1億円以下であること。

2) セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、市販薬の購入費用について所得控除を受けることができる「セルフメディケーション(自主服薬)税制」が始まります。

- ①特定健康診査(いわゆるメタボ健診) ②予防接種 ③定期健康診断(事業主健診) ④健康診査 ⑤がん検診のいずれかを受けている者が、平成29年1月から平成33年12月31日までの間に、特定の成分を含んだOTC医薬品(薬局・薬店・ドラッグストア等で市販される医薬品)の年間購入費用(年間10万円を限度)のうち12,000円を超える額を所得控除できる制度です。なお、特定健診や予防接種等の代金は年間購入費用に含まれません。

注1) 本特例の制度で申告できるのは平成30年からです。レシート(領収書)は大切に保管して下さい。

注2) 従来の医療費控除と重複して適用することはできません。

注3) 上記①~⑤のいずれかを受けたことが証明できる書類の添付(領収書や検査結果表など)

ハローワークからのお知らせ

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。これにより、65歳以上の方からも雇用保険料を徴収する必要がありますが、経過措置として平成31年度までは徴収が免除されます。

【雇用保険の適用要件】 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込があること。

適用要件に該当する場合の手続き

- ① 平成29年1月1日以降に65歳以上の労働者を新たに雇用した場合
ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を雇用した日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- ② 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続雇用している場合
ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を平成29年3月末までに提出してください。
- ③ 「高年齢継続被保険者」である労働者を平成29年1月1日以降も継続雇用している場合
自動的に高年齢被保険者になりますので、届出は不要です。

商工会福祉共済「生命」保障のご案内

経営者の皆様の会社・ご家族をお守りします

経営者として万が一の時、会社の為の事業保障… お考えになられたことはありますか？

個人として準備

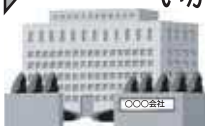
- 家族の生活資金
- 相続税の納税資金
(基礎控除が下がる)
- 遺産分割の資金
(争族にしない)

会社として準備

- 借入金の一括返済
- 買掛金・支払手形の支払い
- 社員の給与支払い
- 死亡退職金の準備

家族の為に加入の方が多いです

会社の為の保障はいかがですか？



商工会の福祉共済「生命」保障

60(共済金額3,000万円)の場合 割安な掛金で加入できます！配当金があります！

| 年齢 | 男性 | 女性 | 年齢 | 男性 | 女性 | 年齢 | 男性 | 女性 |
|-----|--------|--------|-----|---------|---------|-----|---------|---------|
| 25歳 | 4,350円 | 3,180円 | 40歳 | 8,800円 | 6,330円 | 55歳 | 25,020円 | 12,780円 |
| 30歳 | 5,190円 | 3,930円 | 45歳 | 12,630円 | 8,280円 | 60歳 | 37,380円 | 17,550円 |
| 45歳 | 6,570円 | 4,920円 | 50歳 | 17,820円 | 10,320円 | 65歳 | 58,800円 | 26,430円 |

| | |
|---------------|--------------------------|
| 契約年齢 | 保険年齢 満6歳~65歳 |
| 死亡・高度障害共済金 | 1,000万円(2口)~6,000万円(12口) |
| 共済期間/掛金払込期間 | 10年(自動更新) |
| 加入者(契約者)の加入資格 | 商工会の会員とその家族、会員の従業員 |

加入者(契約者) : 法人
被共済者(被保険者) : 役員
受取人 : 法人

掛金は全額損金算入
詳細は税理士にご確認下さい

新入会員紹介

平成28年12月1日
~平成29年1月31日

- (株)魁&縁 (店舗スペース貸出)
滑川花実/中郷町足洗375-4

会員入会
の
おすすめ

会員の皆様方のお取引先やお知り合いで、まだ会員でない方がいらっしゃいましたら、ぜひご加入をお勧め下さいますようお願い致します。

また、当商工会や地域に関するご意見等がありましたら、どしどしお寄せください。



TEL 42-2511 kitasho@atlas.plala.or.jp

平成28年度税制改正 (一部抜粋)

3) 消費税簡易課税制度のみなし仕入率の改正

金融業及び保険業並びに不動産業のみなし仕入率が次のとおり改正されています。

- ◎金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ
(みなし仕入率 60% → 50%)
- ◎不動産業が第五種事業から新設された第六種事業へ
(みなし仕入率 50% → 40%)

原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者については、今回申告する平成28年分から改正後のみなし仕入率が適用となります。ただし、平成27年分から簡易課税制度を選択した個人事業者が「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成26年9月末までに提出している場合は、経過措置により改正前のみなし仕入率が適用されます。

確定申告 無料相談会のご案内

相談無料 **相談日のお知らせ**



*** 時間 午前 9:00 ~ 午後 3:00 受付終了**
(正午から午後 1 時までは休憩時間)

相談ご希望の方は下記日程をご確認の上ご来場ください。(専従者給与控除前の金額)

毎年実施しています確定申告の納税相談会について、当商工会では**小規模企業者のみ**の受付となっています。詳しくは、事務局までお問い合わせください。

小規模企業者とは (下記の要件すべてに該当する事業所)

- ・従業員数が商業・サービス業は5人以下、製造業、建設業その他は20人以下
- ・年間売上金額が3,000万円以下
- ・所得金額(不動産所得・雑所得を含む)が400万円以下

| 期 日 | 場 所 | 相 談 員 |
|---------------------|----------|------------------|
| 平成 29 年 2 月 20 日(月) | 北茨城市商工会館 | 関東信越税理士会 日立支部 |
| 21 日(火) | | |
| 28 日(火) | | |
| 3 月 2 日(木) | 大津公民館 | |
| 6 日(月) | 北茨城市商工会館 | |
| 8 日(水) | | |
| 9 日(木) | | |
| 13 日(月) | | |
| 14 日(火) | | |

※決算書や消費税申告書を提出された場合は受付手数料がかかります。
※今年から申告書に個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。(詳細 2 ページ)

青年部だより

平成 29 年 2 月 開催事業

●第27回北茨城市小学生作文発表会

2月5日(日)

当青年部では、子供たちの健全育成並びに文書能力の啓発の一助として貢献し、発表の場を提供することで、子供たちが何を考え、求めているのかを大勢の方々に周知して頂く事を目的として、毎年2月に小学生作文発表会を開催しております。

●先進地視察及び6次産業化・今後の北茨城を考える研修

2月23日(木)

地方で町興しに成功している場所に赴き、今後の北茨城市町興し活性化に活かしていく事を目的に標記事業を開催します。

那珂市上菅谷駅周辺の視察、一般社団法人カミスガプロジェクト 代表理事 菊池一俊氏の講演、ぎゅうぎゅうきっちゃん 代表 岩瀬忍氏の講演を行います。

他にもいろいろな事業を実施していますので、ぜひ会員事業所のご子息・従業員さんの加入を心よりお待ち申し上げ、一緒に活動できることを強く希望いたします。

一緒に参加しませんか?

**青年部員
募集**

参加資格：商工会員及び事業に従事している45歳以下の方(女性もOK!) 年会費 10,000円

女性部だより

北茨城市にシルバーカーを寄贈

商工会女性部は地域貢献の一環として、北茨城市に車椅子などの福祉用具を寄贈する事業を毎年実施しています。

今年度は、市民病院を利用する一般の方からの要望を受け、シルバーカー 2 台を寄贈することに決まり、1月18日に藤田女性部長から豊田稔市長へ市長室にて手渡されました。



今後の事業予定

- * 2月7日 女性部主張発表大会(つくば国際会議場)
- * 2月15日~3月3日 第10回北茨城ひなあかり つるし雛展示(野口雨情生家)
- * 2月21日 新春歌舞伎鑑賞
- * 3月中旬 お誕生日会
- * 毎月第2・4金曜日 いきいき健康体操(商工会館2階 午後1時30分~午後3時)